

駐車許可証を掲出して駐車する場合の注意事項

駐車許可証は、許可日時・場所及び理由以外には使用できません。

また、次に掲げる場所や駐車方法では、駐車許可証を掲出しても、駐(停)車違反等となります。

※図示は一例です。

① 指定・法定の駐停車禁止場所(道路交通法第44条)

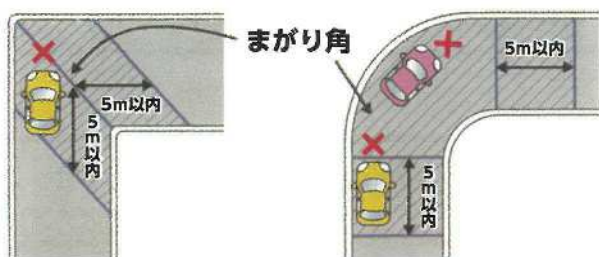
1 「駐停車禁止」の標識がある場所



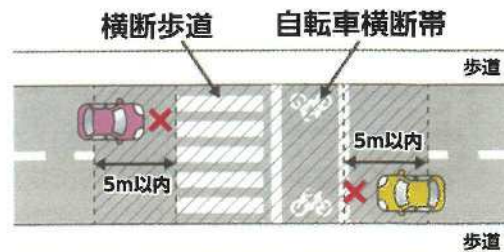
2 交差点及びその側端から5メートル以内の部分



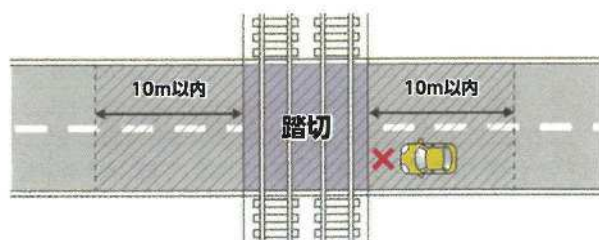
3 道路のまがり角から5メートル以内の部分



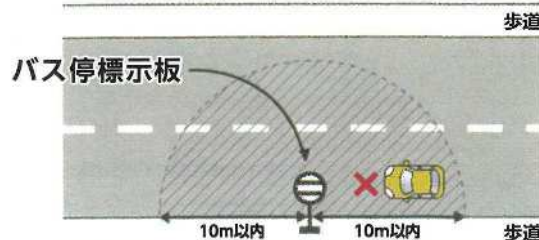
4 横断歩道又は自転車横断帯及びそれらの前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分



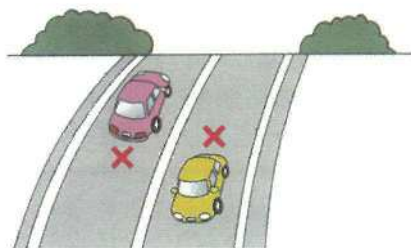
5 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分



6 バス停の標示板の位置から10メートル以内の部分(運行時間中に限る)



7 坂の頂上付近又は勾配の急な坂



8 トンネル



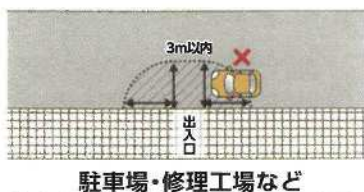
9 軌道敷内

10 安全地帯の左側の部分及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

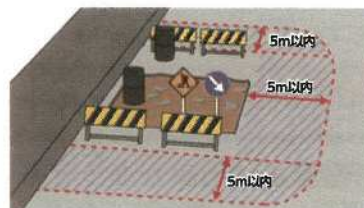
2 法定の駐車禁止場所(道路交通法第45条)

1～5については、道路交通法第51条の4に規定する放置車両(運転者が車両を離れて、直ちに運転することができない状態にあるもの)となる場合は、駐車できません。

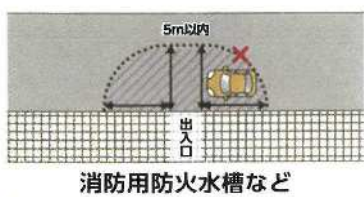
1 車庫、修理工場などの自動車用出入口から3メートル以内の部分



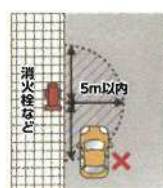
2 道路工事区域の側端から5メートル以内の部分



3 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端又はその出入口から5メートル以内の部分



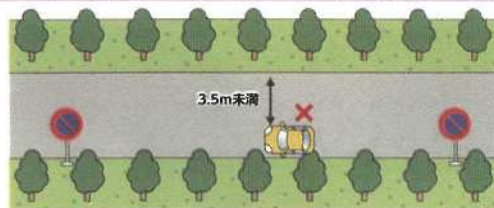
4 消火栓、指定消防水利の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から5メートル以内の部分



5 火災報知機から1メートル以内の部分

6 無余地場所駐車となる場所

※駐車したときに、車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がとれない場合は駐車できません。



3 停車及び駐車の方法により違反となる場所(道路交通法第47条)

- ①車道の右側や、歩道の上には駐車できません。
- ②路側帯がある場所での駐車方法は次のとおりとなります。



※路側帯の幅が0.75mを超える場合は、路側帯に入って左側に0.75mの余地を空けて駐車しなければなりません。



※路側帯に車両が全部入っても、左側に0.75mを超える余地がある場合は、路側帯の標示に沿って駐車しなければなりません。



※路側帯の幅が0.75m以下の場合は、路側帯を除いた部分の道路の左側端に沿って駐車しなければなりません。

※路側帯とは、歩行者の通行のためのスペースを確保するため、歩道のない道路に道路標示(白線)によって区画された部分を言います。

路側帯の幅が広い場合でも、二本の実線の路側帯及び実線と破線の路側帯のある場所では、路側帯の中に入って駐車することはできません。

歩行者用路側帯



駐停車禁止路側帯



4 保管場所としての道路の使用の禁止等(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条)

- ①道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはいけません。
- ②自動車が道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為をしてはいけません。
- ③自動車が夜間(日没時から日出時までの時間)に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為をしてはいけません。

※駐車する際は、駐車しようとする道路の駐車規制や道路形態等を確認し、不明な点があれば最寄りの警察署へお問い合わせください。